

1. 方針作成の概要

(1) 名称

小城市土地利用方針

(2) 背景と目的

平成19年3月に策定した総合計画の政策1「県央に光る交流拠点のまち」、「土地利用の基本方針」及び施策「計画的な土地利用の推進」に基づき、都市計画マスタープランの策定及び都市計画区域の見直しを進めてきたところである。

また、都市計画マスタープランでは、将来都市構造、土地利用・拠点地区形成の方針を掲げており、適正な土地利用の誘導による暮らしやすいまちの形成では、都市計画区域の一体化、拡大と併せて、用途地域の指定を検討することとなっている。

これまで、平成20年8月に都市計画マスタープランを策定し、平成21年7月に三日月、芦刈等の地域が準都市計画区域に指定され、平成22年10月に準都市計画区域を都市計画区域へ編入し、小城市全域が都市計画区域となった。

今後は、より一層進むことが予見される人口減少・少子高齢化時代の到来を鑑み、限られた事業予算の中で、市全域において一体的かつ効率的な土地利用を推進するため、都市事業やその他関連事業の「選択を集中」を図っていく必要がある。

また、その中で、地域ごとに自立した自治単位により、地域住民が望む振興策が実施され、その実現化を妨げない誘導策も必要となる。

そこで、本検討において、都市計画マスタープランをより具体的に推進するため、都市地域のみならず、農業、森林、自然公園、自然保全等の5地域を含めた総合的見地に基づく「小城市土地利用方針」の検討を行うものである。



図1 業務の背景と目的

(3) 位置付けと役割

本方針は、平成 20 (2008) 年 8 月に策定した小城市都市計画マスタープラン (目標年次:平成 37 (2025) 年) の内容を補完するものとする他、関連する佐賀県都市計画中部地域マスタープランや農業地域、森林地域、自然公園地域や自然保全地域における各種関連計画との整合性を図り、本市における実効性のある土地利用方針 (指針) としての運用を目指す。

(4) 対象地域

小城都市計画区域 (小城市全域)

(5) 作成期間

平成 23 年度に現況調査を行い、平成 24 年度に土地利用基本方針を策定する。

2. 検討フロー

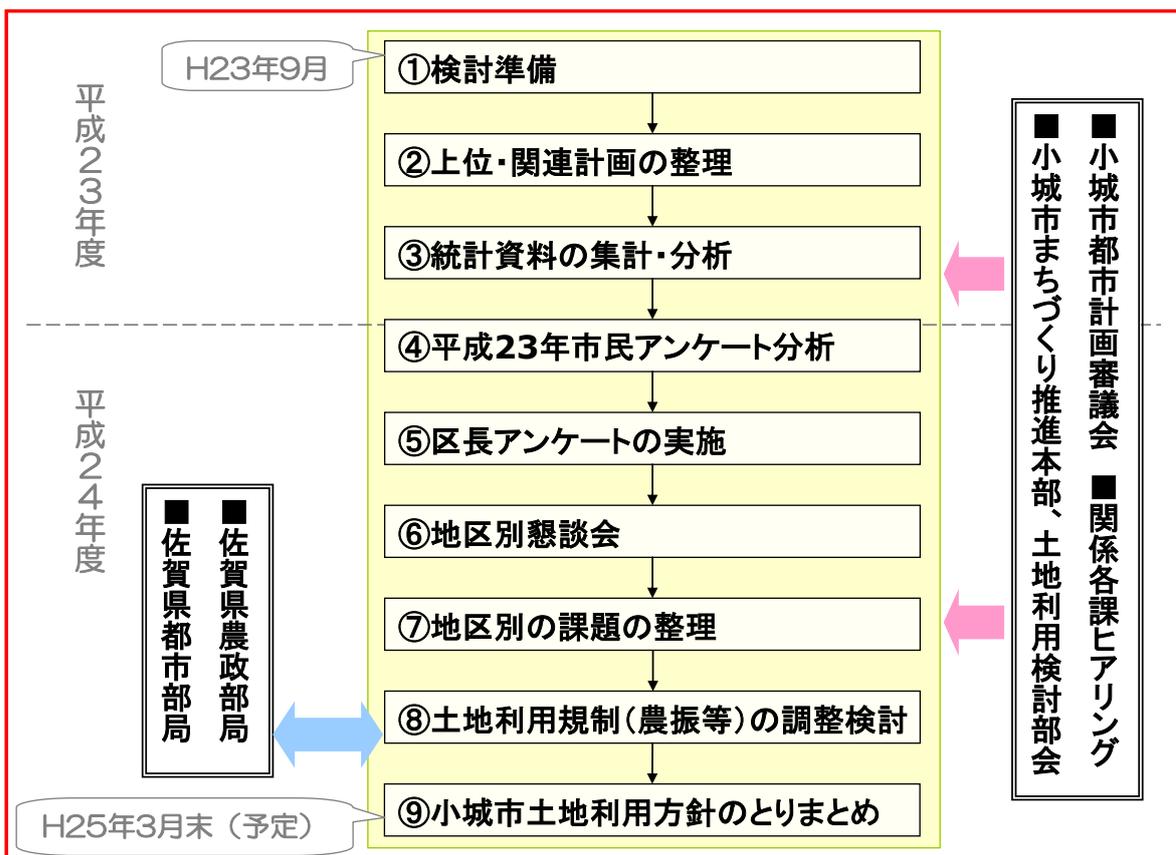


図 2 業務の検討フロー図